

総社市教育委員会技能労務会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月30日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市教育委員会規則第3号

総社市教育委員会技能労務会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

総社市教育委員会技能労務会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年総社市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後						改正前					
別表第2（第6条関係） 教育委員会技能労務会計年度任用職員初任給基準表						別表第2（第6条関係） 教育委員会技能労務会計年度任用職員初任給基準表					
職 種	学歴免許等	基礎号給		上 限		職 種	学歴免許等	基礎号給		上 限	
		職務の級	号 給	職務の級	号 給			職務の級	号 給	職務の級	号 給
業務員		1	<u>10</u>	1	17	業務員		1	<u>5</u>	1	17
調理員		1	<u>10</u>	1	21	調理員		1	<u>5</u>	1	21
備考 略						備考 略					

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和3年10月1日から施行する。
（引き続き技能労務会計年度任用職員として任用される者の号給の特例）
- 令和3年9月30日まで技能労務会計年度任用職員として任用され、かつ、令和3年10月1日に技能労務会計年度任用職員として任用される者の号給は、当該号給に5号給を限度として加算した号給とすることができる。